

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和2年2月15日 17時00分ごろ
発生場所	阪神港神戸区第6区（神戸六甲アイランド南工事区域U灯浮標） 神戸第7防波堤西灯台から真方位142° 1,630m付近 （概位 北緯34° 39.4′ 東経135° 15.9′）
事故の概要	作業船せんざんは、南東進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和2年2月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 せんざん、15トン
船舶番号、船舶所有者等	280-42088兵庫、有限会社阿部マリン
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船首部ブルワークに凹損 灯浮標 やぐら部分に曲損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m 日没時刻：17時41分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、約17ノットの対地速力で南東進中、神戸六甲アイランド南工事区域U灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）が令和元年12月に設置されたことを知らなかったが、慣れた海域であり、航行の支障となるものはないと思い、作業を予定していた左舷方の埋立区域を確認していたところ、本件灯浮標に衝突した。 本件灯浮標の設置情報は、水路通報により発出されていた。
分析	本船は、南東進中、船長が、本件灯浮標の存在を知らず、慣れた海域で、航行の支障となるものはないと思い、左舷方の埋立区域を確認しながら航行を続けたことから、本件灯浮標に向かっていていることに気付かず、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、南東進中、船長が、本件灯浮標の存在を知らず、慣れた海域で、航行の支障となるものはないと思い、左舷方の埋立区域を確認しながら航行を続けたため、本件灯浮標に向かっていていることに気付かず、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・慣れた海域であっても、航行中は、常時、適切な周囲の見張りを行うこと。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・慣れた海域であっても、水路に関する情報収集を継続的に行い、航路標識等の最新の状況について確認すること。 |
|--|--|